

2025年6月4日  
岡大職組申第197号

国立大学法人岡山大学  
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合  
執行委員長 高岡敦史

## 通勤手当見直しの見送りと 人事院勧告対応の方針についての質問書

日頃より、岡山大学の運営および教育・研究活動の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。特に、教職員の待遇改善に関する議論において、誠実に対応いただいていることに感謝申し上げます。

さて、2025年3月26日に提出した「人事院勧告準拠見送り方針に対する抗議文」において、通勤手当の引き上げや支給要件の拡大、再雇用職員への手当拡大などの重要な課題について、本学職員の通勤負担軽減と人材確保の観点から再検討を求めました。しかしながら、これらの点について、さらなる説明と今後の対応方針をお伺いしたく、改めて質問書を提出させていただきます。

本学職員の通勤実態や財政状況を踏まえた上で、今後の方針についてご説明いただければ幸いです。なお、回答につきましては、2025年6月25日までにご提示いただきますようお願い申し上げます。

何卒、お忙しいところ恐縮ではございますが、ご検討のほどよろしくようお願い申し上げます。

### 1. 通勤手当見直しの見送り理由について

「異動や通勤の実態が国家公務員と異なる」との理由により、通勤手当の見直しを見送られたとのことですが、本学職員の通勤実態については、どのように把握・集計された上でのご判断でしょうか。特に、本学職員の多くは他機関からの異動を経ており、中途採用で新幹線通勤を行っている方や、通勤費に自己負担が生じている方が複数いると伺っています。実態調査の有無およびその内容についてご説明をお願いいたします。

### 2. 将来的な準拠の可能性について

現在は、運営費交付金の減少が人事院勧告に準拠しない理由の一つであると認識しておりますが、同時に「国家公務員とは異なる実態」が準拠を見送る根拠として挙げられている点も気になります。仮に今後、運営費交付金が増加した場合であっても、今回と同様の理由により人事院勧告に準拠しない方針が継続される可能性があるのか、本学としての見解をお聞かせください。

### 3. 人事院勧告の趣旨と本学の対応について

2024年度の人事院勧告には、通常の人事異動への対応に加え、中途採用者を含む人材の確保・採用促進の観点から、通勤手当・単身赴任手当・再任用職員に対する諸手当の見直しが盛り込まれていると理解しております。これは、多様な人材を確保するための環境整備を意図したものであると考えられます。一方で、本学の今回の対応は、「国家公務員とは異動や通勤の実態が異なる」との点のみに着目しており、人材確保の観点からの対応が明確に示されていないように見受けられます。この点に関し、以下の事項についてご確認させていただきたく存じます。

- 3-1. 今回の人事院勧告における「採用促進」「人材確保」の意図について、本学としてどのように認識されていますか。
- 3-2. 准教授や教授といった、勤務地を自由に選びにくい職層に対し、通勤費や住居費の負担を軽減する措置（通勤手当・単身赴任手当等）を講じることは、（特に本学のような地方大学にとっては）優秀な人材確保策として有効と考えますが、本学としてそのような措置の導入を検討されたことはありますか。
- 3-3. 岡山大学は新幹線のアクセスが良好であり、実際に姫路など遠方から通学する学生も多数おります。このような地理的特性を踏まえ、遠方から通勤する職員への支援を人事制度に反映させるお考えは将来的にもございますか。

以上